

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

平成27年12月

高 知 県

目次

人権全般

- 1 人権尊重に向けた取組 1
- 2 人権啓発に関する主な取組 2
- 3 教育での取組 3

同和問題

- 1 現状と課題 5
- 2 人権侵害の事例 5
- 3 人権尊重への主な取組の事例 6

女性

- 1 現状と課題 7
- 2 人権侵害の事例 7
- 3 人権尊重への主な取組の事例 9

子ども

- 1 現状と課題 11
- 2 人権侵害の事例 11
- 3 人権尊重への主な取組の事例 13

高齢者

- 1 現状と課題 15
- 2 人権侵害の事例 15
- 3 人権尊重への主な取組の事例 16

障害者

- 1 現状と課題 17
- 2 人権侵害の事例 17
- 3 人権尊重への主な取組の事例 19

高齢者・障害者（共通）

- 1 現状と課題 20
- 2 人権侵害の事例 20
- 3 人権尊重への主な取組の事例 20

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

- 1 現状と課題 22
- 2 人権侵害の事例 22
- 3 人権尊重への主な取組の事例 22

II	ハンセン病元患者等	
1	現状と課題	23
2	人権侵害の事例	23
3	人権尊重への主な取組の事例	24
	外国人	
1	現状と課題	25
2	人権侵害の事例	25
3	人権尊重への主な取組の事例	26
	犯罪被害者等	
1	現状と課題	27
2	人権侵害の事例	27
3	人権尊重への主な取組の事例	28
	インターネットによる人権侵害	
1	現状と課題	30
2	人権侵害の事例	30
3	人権尊重への主な取組の事例	31
	災害と人権	
1	現状と課題	33
2	人権侵害の事例	33
3	人権尊重への主な取組の事例	34
	その他の人権課題	
I	刑を終えて出所した人	
1	現状と課題	36
2	人権侵害の事例	36
3	人権尊重への主な取組の事例	36
II	ハラスメント問題など	
1	現状と課題	38
2	人権侵害の事例	38
3	人権尊重への主な取組の事例	38
	参考：人権に関する相談窓口など	40

人権全般

私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等や外国人などに対する人権に関する問題が依然として存在しています。

さらに、社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等への人権侵害やインターネットによる人権侵害、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていくことが大切です。

県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、県内の人権の実態把握や県民の方々の人権に関するご意見等もお伺いしながら、県民の人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策を総合的に推進しています。

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 4 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進するため、平成 12 年 3 月に条例に基づいて策定し、人権施策の推進に努めてきましたが、その後の社会状況の変化や今日的な人権課題に対応していくため、平成 26 年 3 月に「高知県人権施策基本方針―第 1 次改定版―」を策定し、更なる人権施策の充実に取り組んでいます。

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

人権意識の高揚を図るため、県民の方々にあまり知られていない人権尊重への取組や人権が侵害されている実態を明らかにし、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとして、平成 12 年 3 月、平成 16 年 3 月、平成 25 年 8 月に条例に基づいて公表しました。

なお、平成 26 年度からは、毎年高知県人権課のホームページにおいて、公表していくこととしています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえで基礎資料とすることを目的として、平成 14 年度、平成 24 年度に人権全般にわたる意識調査を実施しました。

平成 24 年度調査は、県内在住の成人 3,000 人を対象として平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 5 日にかけて実施し、平成 25 年 3 月に調査結果を公表しました。

なお、「高知県人権施策基本方針―第 1 次改定版―」において、意識調査については、5 年ごとに実施していくことを明記しており、次の調査は、平成 29 年度を予定しています。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

開催日：平成 26 年 12 月 7 日（日）

会 場：高知市中央公園

開催内容：子どもたちの発表、高齢者によるフラダンスショー、人権ミュージカル、じんけんコンサート、クイズラリー、シールアンケート、人権相談、人権啓発パネルの展示など



人権啓発映画等の放送

人権啓発映画

「ほんとの空」 平成 26 年 6 月 22 日（日）放送

「ボクとガク あの夏のものがたり」 平成 26 年 11 月 15 日（土）放送

ミニ番組

「心呼吸しよう」 平成 26 年 8 月～11 月、平成 27 年 1、2 月の最終日曜日放送（再放送：翌土曜日）

テレビCM

「認知症（親子の会話編）」：平成 26 年 9 月 15 日（月）～21 日（日）

「自分を守るために。編（DV）」：平成 26 年 11 月 19 日（水）～25 日（火）

「数字で覚える HIV のコト編」：平成 26 年 11 月 25 日（火）～12 月 1 日（月）

「つながり編（インターネット）」：平成 26 年 12 月 4 日（木）～10 日（水）

ラジオCM

「日本を出るとぼくは外国人になる編」：平成 26 年 10 月 6 日（月）
～12 日（日）

「通告を、ためらわないで編（児童虐待）」：平成 26 年 11 月 14 日（金）
～20 日（木）

人権啓発研修の実施

ヒューマンパワー育成講座

管理職等研修：平成 26 年 7 月 24 日（木） 受講者数：85 人

一般職研修：平成 26 年 9 月 4 日（木） 受講者数：28 人

ハートフルセミナー

5 講座実施 受講者数：480 人

講師の派遣

研修回数：181 回 受講者数：7,761 人

人権ふれあい支援事業

NPOやボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う、人権意識の高揚を目的とした活動に対して支援

支援団体数：8 団体

3 教育での取組

全ての人々が人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指して、教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であると示しています。

文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（平成 20 年 3 月）では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

人権教育を進めるにあたっては、以下の 4 点を大切にしています。

人権が大切にされる社会を目指す（目的）

人権が大切にされる社会をつくるため、学校、家庭、地域が一体となって、

人権や人権問題について学習し、理解することだけではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる社会をつくり、受け継いでいくための取組を展開していく行動力が求められています。

全ての人が等しく学習機会を得る（機会）

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

人権が大切にされた環境で学ぶ（環境）

安心して教育を受けたり、学習できる環境が整備されていない状況では、あらゆる教育活動は十分な効果を上げることはできません。子どもは、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。

人権や人権問題について学ぶ（内容）

現代社会には、基本的人権が侵害されているさまざまな人権問題があり、社会の進展とともに新たな人権問題が生み出されてきています。それらの解決のためには、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることをふまえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、単に知識や理解を深めるのみにとどまらず、人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けた態度を育むことが大切です。

- ・ 人権教育主任連絡協議会 5回 参加者 308人
- ・ 人権教育推進リーダー育成事業 研修会 3回 対象者 10人

- ・ 人権作文募集事業 応募 451編
※ 法務局や人権啓発センターとの共催とし、広報活動や啓発活動にも役立てている。

- ・ 人権教育推進講座支援事業（室戸市、香美市、仁淀川町、大月町）

- ・ 人権教育研究推進事業（人権教育総合推進地域事業：高知市立南海中学校区、人権教育研究指定校事業：高知市立朝倉第二小学校・黒潮町立佐賀中学校・南国市立大湊小学校）



人権作文コンテスト表彰式

同和問題

1 現状と課題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しています。最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる悪質な書き込みなどが発生しています。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

2 人権侵害の事例

平成 26 年度の同和問題に関する差別事象の受付状況については、平成 25 年度に比べると 17 件から 21 件と増加しました。

同和問題に関する差別事象の受付件数

単位：件

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
発言	4	7	5	13	11
落書		2		2	4
書簡		1	1		
表記		1			2
ネット	2	6	2	2	4
合計	6	17	8	17	21

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

受け付けた同和問題に関する差別事象の主な例として、次のようなものがありました。

発言・落書

言葉の持つ歴史的な背景や意味を正しく理解せずに、人を攻撃したり、蔑んだりするために使うなどの発言がありました。

また、公の施設への差別的な落書きがありました。

表記

地蔵の社に部落差別の助長につながるような貼り紙が貼られていました。

ネット

部落差別の助長につながるようなインターネット上のサイトや電子掲示板への悪質な書き込みがありました。

3 人権尊重への主な取組の事例

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第41回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業

開催日：平成26年7月16日（水）

場 所：高知県立県民文化ホール（オレンジ）

内 容：映画 「おくりびと」

講演 「『人権の世間』をめざして」

講師：奥田 均

参加者：378人

新聞広告、ポスターの掲示、列車車内広告等

強調旬間に合わせ、高知新聞への広告掲載やバス運転席後部への車内ポスターの掲示等を実施しました。

人権に関する啓発資料作成事業

第41回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業の講演録「差別をなくするために」を作成し、研修参加者等に配布しました（作成部数：500部）。

女性

1 現状と課題

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、平成 26 年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、女性相談支援センターやこうち男女共同参画センターには、DVに関する相談が依然多く寄せられているのが現状です。

2 人権侵害の事例

女性相談支援センターや男女共同参画センターに寄せられる相談及び一時保護に占めるDVの割合は近年減少傾向にありますが、主訴別では最も高い割合を占め続けています。

（1）相談件数、対応件数等の概要

ア 女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごとや相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
女性相談支援センター	相談件数	1,631	1,524	1,453	1,289	1,216
	うちDV関係	632	579	532	419	389
	割合	38.7%	38.0%	36.6%	32.5%	32.0%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	1,430	1,322	1,491	1,719	1,689
	うちDV関係	94	71	106	80	75
	割合	6.6%	5.4%	7.1%	4.7%	4.4%
合 計	相談件数	3,061	2,846	2,944	3,008	2,905
	うちDV関係	726	650	638	499	464
	割合	23.7%	22.8%	21.7%	16.6%	16.0%

イ DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
県の一時保護所	保護人数	136	163	158	68	95
	うちDV関係	109	140	131	54	61
	割合	80.1%	85.9%	82.9%	79.4%	64.2%
県の自立支援施設	入所人数	6	13	8	3	1
	うちDV関係	4	10	4	3	0
	割合	66.7%	76.9%	50.0%	100.0%	0.0%

※ 人数には要保護女子の同伴児者を含む

(2) 相談内容例

受け付けた相談内容の主な例として、次のようなものがありました。

- ・アルコール依存、薬物依存のある夫から、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれる。

- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりする。
- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁夫から、仕事の関係者が男というだけで、木刀で叩かれたり、殴る蹴るの暴力を受け、髪の毛も切られた。

3 人権尊重への主な取組の事例

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

ア 講演会

- ・男女共同参画推進月間講演会（ソーレ主催）

日 時：平成26年6月15日（日）13：30～15：30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「自分らしい生き方 幸せを感じる働き方」

講 師：佐々木 常夫氏

（株）佐々木常夫マネージメント・リサーチ 代表取締役

参加者：223人

- ・DV防止啓発講演会

（高知地方法務局、人権擁護委員連合会、女性保護対策協議会との共催）

日 時：平成26年11月22日（土）13：30～15：30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「傷のそばにたたずむ
～DVとトラウマを考える～」

講 師：宮地 尚子氏

精神科医、医学博士、一橋大学
大学院社会学研究科教授）

参加者：111人



DV防止啓発講演会の様子

イ 市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレ地域版男女共同参画講座 参加者52人
- ・ソーレサポーター講師派遣 36件（43回）
- ・ソーレ職員派遣 16件（21回）

ウ その他 広く県民を対象とした啓発

- ・ 女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（4団体）
- ・ ソーレ情報誌（4回）、ソーレメルマガ(12回)、啓発パネル貸出（19件）
- ・ 県内9クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動
- ・ 県広報媒体（広報紙・ラジオ等）や人権啓発センター事業（テレビCM）を活用した広報の実施
- ・ 公共交通機関（路線バス）車内へのポスター掲示（42台、2週間）

（2）DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・ DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催
- ・ 全5ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催

子ども

1 現状と課題

子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格をもった一人の人間として尊重されることが必要です。

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

2 人権侵害の事例

(1) 児童虐待相談件数の概要

平成 26 年度の児童虐待受付件数は、平成 25 年に比べると 288 件から 383 件と増加しました。また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても 181 件から 235 件と増加しました。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
受付件数	312	282	299	288	383
対応件数	142	116	153	181	235
全国の対応件数	56,384	59,919	66,807	73,802	—

※ 平成 26 年度は速報値

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※ 平成 25 年 10 月から虐待と認定した子どもの「きょうだい」についても虐待と認定している

対応件数 235 件の虐待種別については、「心理的虐待」が 105 件（44.7%）で、次いで「保護の怠慢等」が 72 件（30.6%）、「身体的虐待」が 55 件（23.4%）でした。

また、主たる虐待者は、「実母」が 108 件（46.0%）で、次いで「実父」が 69 件（29.4%）、「両親」が 29 件（12.3%）でした。

平成 26 年度 対応件数の内訳

項 目		件数	割合	項 目		件数	割合
虐待種別	身体的虐待	55	23.4%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	39	16.6%
	性的虐待	3	1.3%		3歳～学齢前	39	16.6%
	心理的虐待	105	44.7%		小学生	88	37.5%
	保護の怠慢等	72	30.6%		中学生	44	18.7%
					高校生	25	10.6%
主たる虐待者	実父	69	29.4%	相談経路	市町村機関	19	8.1%
	実父以外の父親	17	7.2%		警察等	23	9.8%
	実母	108	46.0%		学校等	31	13.2%
	実母以外の母親	0	—		家族・親族	19	8.1%
	両親	29	12.3%		近隣・知人	38	16.1%
	その他	12	5.1%		その他	105	44.7%

(2) 高知県におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

高知県における平成 25 年度のいじめの認知件数は 540 件で、平成 24 年度と比べて 149 件減少しました。

高知県におけるいじめの認知件数

単位：件

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
小学校	53	133	90	201	183
中学校	123	225	174	421	311
高等学校	30	38	35	64	37
特別支援学校	1	0	1	3	9
計	207	396	300	689	540

(3) いじめの主な事例

いじめの態様については、「冷やかし・脅し・嫌なことを言われる」が 287 件（53.1%）で全体の半数以上を占め、次いで「軽くたたく、蹴る」が 102 件（18.9%）、「仲間はずれ・集団無視」が 97 件（18.0%）でした。

また、携帯電話等での誹謗中傷の書き込みが 45 件となっており、前年度より 13 件増加しました。

3 人権尊重への主な取組の事例

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・ 児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 20 回
- ・ 児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 1 人 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・ 児童福祉司任用資格講習会 10 人修了
- ・ 要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催 研修会 2 回実施 など

児童虐待予防等の取組

- ・ 虐待防止の意識醸成等を図るため官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11 月）
 - 幡多地域 10 月 25 日（土） 講演実施 約 90 人参加
 - 中央地域 11 月 9 日（土） たすきリレーイベント（雨天中止）

「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会（H27.1.14 設置）」による検証委員会 3 回実施

いじめ防止対策等総合推進事業

- ・ いじめ防止子どもサミット
参加者数：児童生徒・大人
1,444 人
参加学校数：294 校



いじめ防止子どもサミットの様子



大人のサミット宣言ポスター

- ・ P T A 人権教育研修への支援 17 回

^{こころざし} 志 育成型学校活性化事業～高知夢いっぱいプロジェクト～
指定中学校 11 校

スクールカウンセラー等活用事業

小・中・高・特別支援学校 246 校に配置

心の教育アドバイザー等活用事業

高等学校 24 校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

25 市町村 3 県立中学校に配置

生徒指導推進事業

補導専門職員 7 町村に 7 人配置

生徒指導推進協力員・学校相談員、生徒指導スーパーバイザー 10 市町に
15 人配置

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・ 四国アイランドリーグ p l u s 2014 「子どもの人権サポーターゲーム」
開催日：平成 26 年 9 月 12 日（金）
内容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕
を掲げ P R、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配
布等
- ・ 野球教室
開催日：平成 26 年 11 月 1 日（土）
内 容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による人権スピー
チ



高齢者

1 現状と課題

現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。平成 26 年 10 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、237 千人で、県人口の 32.2% を占め、全国第 2 位となっており、県民の 3.1 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成 27 年 3 月に「高知県高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の人権擁護に向けた取組等も推進しています。

しかし、高齢者を介護する家族にとって、肉体的、精神的、経済的な負担が大きいことや認知症高齢者らが経済的な被害、虐待などの人権侵害にあう等、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

2 人権侵害の事例

(1) 高齢者に関する相談件数

高齢者総合相談センターへの相談件数は毎年 1,000 件前後で推移しており、平成 26 年度は 972 件の相談がありました。そのうち、人権相談については、平成 25 年度に比べると平成 26 年度は 6 件増加し、13 件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総 数	1,038	981	995	1,081	972
うち人権相談	13	3	1	7	13

(2) 人権侵害の主な事例

- ・母親が家族（息子）から暴言を受け、時に暴力をふるわれている。
- ・認知症の母親が家族（息子）から経済的に虐待を受けている。等

3 人権尊重への主な取組の事例

「権利擁護」「人権」をキーワードに、組織をマネジメントする管理的立場の方を対象として、適切で良質なケアへつなげるための取組を考える研修を実施しました。

また、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修も実施しました。

平成 26 年度高知県高齢者権利擁護研修会

第 1 回テーマ：虐待・不適切ケアを防ぐための職場アセスメントの視点

日 時：平成 27 年 1 月 26 日（月） 14:10～15:40

参加者：114 人

第 2 回テーマ：あたり前の生活を保障するために～要介護施設の取組みと
管理者の役割～

日 時：平成 27 年 2 月 6 日（金） 10:05～12:30

参加者：108 人

地域包括支援センター等職員研修会

第 1 回テーマ：「積極的権利擁護」を考える研修会

日 時：平成 27 年 2 月 12 日 10:00～16:00

参加者：14 人

第 2 回テーマ：高齢者虐待対応・防止を考える研修会

日 時：平成 27 年 3 月 3 日 10:00～15:30

参加者：28 人

障害者

1 現状と課題

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえの社会的障壁は、完全になくなっているわけではありません。

障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによって、人間としての尊厳を傷つけられることがないように、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる社会を実現するための取組が重要です。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数

障害者 110 番

障害者 110 番は、障害のある人やご家族が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員や弁護士が、電話や面接により相談に応じる制度です（相談料は無料・委託先：（社）高知県社会福祉協議会）。

- ・法律相談（弁護士）：毎月2回（第2・4木曜日）13:00～15:00
- ・一般相談（相談員）：毎日（第2日曜日及び祝日、年末年始を除く。）
9:00～16:00

障害者 110 番への相談件数は増加していますが、人権に関する相談は減少しています。

障害者 110 番への相談件数

単位：件

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総数	1,127	1,463	1,446	2,012	3,380
うち人権法律相談	—	—	37	41	21

障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります

障害者の虐待は、

- ・特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- ・虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

障害者虐待防止法に基づく平成 26 年度の通報件数等は 34 件で、そのうち虐待と認定されたのは 6 件でした。

平成 26 年度 障害者虐待に関する相談・届出（高知県障害者権利擁護センター）

単位：件

	養護者による虐待	施設従事者による虐待	使用者による虐待	その他による虐待	計	実人員	虐待認定
身体障害	1	3	0	3	7 件	5 人	0
知的障害	1	3	11	2	17 件	15 人	6
精神障害	1	1	7	1	10 件	7 人	0
合計	3	7	18	6	34 件	27 人	6

(2) 人権侵害の主な事例

- ・障害者の貯金等の金銭管理に関する親族とのトラブル
- ・はっきりと自分の意思を伝えにくい障害者への性的虐待
- ・最低賃金が守られていない（最低賃金減額特例の許可手続の不備など）
- ・仕事内容の指導について、障害特性に応じた対応がされない など

3 人権尊重への主な取組の事例

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指して、研修やイベント開催による啓発を実施しました。

- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修(市町村職員・施設従事者対象)
受講者：のべ 271 人
- ・ 障害者週間の集い(平成 26 年 12 月 7 日(日)) 参加者数：58 人
- ・ 障害者作品展の開催(平成 26 年 11 月 29 日(土)・30 日(日))
出品団体：33 団体
※ 販売出品：7,856 点、作品展示：137 点、パネル展示：20 点
- ・ こうちあったかパーキング啓発 TVCM 民法 3 局、計 180 本放送
- ・ 障害者美術展(スピリットアート)(平成 26 年 10 月 10 日(金)～19 日(日))
展示作品：223 (絵画 102、工芸 47、写真 10、書道 42、立体作品等 22)
入場者数：3,430 人



高齢者・障害者（共通）

1 現状と課題

地域において生活している高齢者や障害者の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないため、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で unnecessary なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入をさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいます。

2 人権侵害の事例

（1）人権侵害の主な事例

- ・ unnecessary な高額商品を買わされる、 unnecessary な住宅のリフォームを強いられるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 年金の入る通帳を子供にとられ、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。
- ・ 親族等に年金担保で借入させられ、生活が困窮する。

3 人権尊重への主な取組の事例

認知症や障害等によって判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるように福祉サービスの利用援助等の生活支援を実施しました。

過去5年間では、平成24年度をピークとして利用者が減少傾向にあります。毎年600人を超える方が利用しており、平成26年度の契約締結数も平成25年度より2人増加しました。

日常生活自立支援事業 利用者数

単位：人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認知症高齢者	266	252	258	245	238
知的障害者	230	248	275	264	244
精神障害者	92	115	126	123	117
その他	16	14	17	20	18
合計	604	629	676	652	617

日常生活自立支援事業 契約締結数

単位：人

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
認知症高齢者	67	55	77	57	57
知的障害者	29	34	44	13	20
精神障害者	22	33	28	19	17
その他	5	1	5	6	3
合 計	123	123	154	95	97

- ・ 個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する専門員を県社会福祉協議会に配置

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状と課題

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行っており、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数・対応件数

県内6か所の保健所では、H I Vに関する相談を行っており、毎年100件を超える相談が寄せられています。

H I V相談件数

単位：件

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
H I V相談件数	118	101	144	137	116

(2) 主な相談内容

- ・周囲の偏見が心配（プライバシーの漏洩）
- ・市町村窓口へ更生医療や障害者手帳の申請に行きにくい（感染者・患者）
- ・地元の保健所に検査・相談を受けに行くことを躊躇してしまう

3 人権尊重への主な取組の事例

「H I V検査普及週間（6月2日～6月6日）」

H I V時間外検査・相談の実施

検査件数：1件 相談件数：2件

「世界エイズデー（12月1日）」にあわせた啓発活動

キャンペーン、イベント：3か所

H I V検査件数：14件 相談件数：11件

学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育

小学校への出前講座：4校（141人）

「結核予防週間（9月24日～9月30日）」にあわせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

テレビ・新聞による広報（知識の普及、予防意識の啓発）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発活動

開催日：平成26年12月7日（日）

場 所：高知市中央公園

内 容：パネル展示、啓発資材の配布

Ⅱ ハンセン病元患者等

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されていますが、現在も社会のなかでは、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

2 人権侵害の事例

（1）人権侵害の主な事例

※ 入所者との意見交換による過去の事例

- ・療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、何の治療も受けないまま入所生活を継続させられた。
- ・入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- ・ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、経理的な理由

から、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた。

- ・療養所に近い郡部の店では、入店を断られたこともあった。
- ・患者の親族においても、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされた。
- ・療養所への入所後、家族の縁談が破談になった。

3 人権尊重への主な取組の事例

中高生等による療養所訪問

国立療養所大島青松園（香川県）：平成 26 年 7 月 28 日（月）

訪問人数：33 人（4 校：29 人（高校生 25 人、引率教員 4 人）、県担当課等同行者 4 人）

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 26 年 11 月 6 日（木）

参加人数：18 人（県担当課同行者 1 人を含む）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発冊子の配布

実施日：平成 26 年 12 月 7 日（日）

場 所：高知市中央公園

啓発パンフレット 300 部配布

外国人

1 現状と課題

平成 26 年 12 月 31 日現在、国籍・地域別外国人住民数は、3,505 人となっています。

中国が 1,230 人と最も多く、韓国・朝鮮 602 人、フィリピン 577 人、ベトナム 265 人と続いています。総数では、平成 16 年の 3,971 人を境に年々減少していましたが、平成 26 年は前年（平成 25 年 3,348 人）に比べ 157 人、4.7%の増加となっています。

多文化共生社会を進めるうえで、継続した異文化理解推進の取組を行うことが必要となっています。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数

人権・生活相談件数については、平成 25 年度に比べると 3 件から 1 件と減少しています。

相談内容としては、就職に関するものとなっています。

人権・生活相談受付件数

単位：件

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
暴力・離婚	1		2	1	
在留資格		3	2		
住居					
ストレス					
その他	1	6	3	2	1
合 計	2	9	7	3	1

※ 主催：(公財)高知県国際交流協会

3 人権尊重への主な取組の事例

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・異文化理解(出前)講座
異文化理解講座 8 回
参加者合計：101 人
異文化理解出前講座 3 回
参加者合計：150 人
- ・ジュニア国際大学
参加者 21 人
- ・国際ふれあい広場 in こうち
参加者：7,000 人



異文化理解講座（韓国）

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- 日本語講座初級 I・II・III、漢字読み書きクラス 参加者 41 人
- 昼間の日本語講座開催 参加者 18 人
- 日本語ボランティア講師養成講座 参加者 24 人

人権侵害による被害の救済等への対応

生活相談窓口の設置

- ・開催場所：(公財) 高知県国際交流協会 高知市本町 4-1-37
TEL(088)875-0022 FAX(088)875-4929

犯罪被害者等

1 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

現在、県内では高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、さまざまな側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」による相談対応も行っています。

また、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、本県では平成19年に「認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター」が設立されました。この被害者支援センターでは、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付き添いや、法律相談、自宅訪問などの直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数・対応件数

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター
による相談及び支援件数

単位：件

項目	26年度
電話・面談相談件数	267
直接支援件数	123

※ 直接的支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

(2) 人権侵害の主な事例

- ・ 家族が犯罪の被害に遭い辛い思いをしているのにも関わらず、裁判傍聴の際、加害者側の「たったこればあのことで、ギャアギャア騒いで・・・」の言葉でさらに傷付いた。
- ・ アパートの自宅で犯罪被害に遭った被害者が、家主から出て行くように言われ、引っ越しせざるを得なくなり、引っ越した。
- ・ 犯罪被害に遭ったことを理由に、雇い主より退職するように言われ、退職せざるを得なくなり、退職した。

3 人権尊重への主な取組の事例

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

(1) 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体での啓発実施

ラジオ広報：年2回 広報誌による情報提供：年1回

関係機関が実施する啓発への支援

「犯罪被害者週間」における街頭啓発活動（特定非営利活動法人こうち被害者支援センター主催）への参加

平成26年11月25日（火） 中央公園周辺

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校4校、高校2校で開催しました。参加した生徒からは、「犯罪被害者の抱える苦しみや心情への理解が深まった」「今を大切に生きていこうと思った」「家族や友人を大切にしようと思った」などの感想が寄せられ、中高生の規範意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警等では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校4校、高校3校で開催し、事故の衝突の恐ろしさを実感させ、交通ルールを守ることを呼びかけるとともに、被害者支援室員が交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大

切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警の被害者支援室員が、高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・ 特定非営利活動法人こうち被害者支援センター総会・講演（5月20日（火））
- ・ 犯罪被害者支援関係機関連絡協議会（8月12日（火）、10月28日（火）、1月20日（火））
- ・ 犯罪被害者支援連絡協力会総会（12月11日（木））
- ・ 東部地区及び西部地区における出張法律相談の会場提供（年12回）

市町村の総合窓口の設置

- ・ 「総合的な対応窓口」が設置されていない市町※に対する設置の働きかけ
- ※ 平成26年度当初未設置市町：4市町
うち平成26年度設置：1町
（他3市町においては、平成27年度中に設置予定）

インターネットによる人権侵害

1 現状と課題

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service・SNS）における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」（SNSなどを通じて行われる嫌がらせ）等の行為も問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性があります。

2 人権侵害の事例

（1） 相談件数・対応件数

高知地方法務局が平成 26 年に取り扱ったインターネット上の人権侵犯情報に係る人権相談件数は 39 件で、平成 25 年に比べると 14 件増加しました。また、人権侵犯事件数は 16 件で、平成 25 年に比べると 12 件増加しました。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	22年	23年	24年	25年	26年
相談件数	9	16	15	25	39

インターネットを利用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	22年	23年	24年	25年	26年
人権侵犯事件数	4	3	3	4	16

また、国の「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめの態様として、携帯電話等での誹謗中傷の書き込みが 42 件（小学校 6 件、中学校 27 件、高等学校 9 件）と増加傾向にあります。

高知県公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷

単位：件

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
認知件数	9	24	18	32	42

(2) 人権侵害の主な事例

- ・インターネット上での嫌がらせ
- ・Facebookでの誹謗中傷
- ・インターネット上の掲示板に事実無根の記事を掲載したことによる名誉棄損

3 人権尊重への主な取組の事例

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

親子で考えるネットマナーアップ事業

- ・ネット問題啓発のための保護者向けリーフレットの配付（県内の小学校4年生の保護者）
- ・情報モラルを身に付けるための児童生徒向けリーフレットの配付（県内の小学校4年生、中学校1年生、高等学校1年生の児童生徒）
- ・SNSの正しい使い方（特にLINE）についての新生向けリーフレットの作成・配付（県内の中学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）の新生）
- ・学校における情報モラル教育推進に向けた実践事例集の作成



学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトやSNS等の定期検索（中学校・高等学校：年10回、小学校・特別支援学校：年5回）

- ・緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24時間継続監視

非行防止対策ネットワーク会議

- ・フィルタリングの設定率を上げる取組やネット依存への対策等、関係各課でネット問題の総合的な対策を協議

(2) 啓発

人権啓発スポット事業（スポットCM）

テーマ：インターネット・スマホ等利用のルール、マナー

放送期間：平成26年12月4日（木）～10日（水） 放送回数：50回

高知新聞へのコラム掲載

「相手思いやる想像力を（テーマ：ネットと人権）」

掲載日：平成26年7月17日（木）

災害と人権

1 現状と課題

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※を制定しています。

現在、防災・減災に関するさまざまな施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や男女のニーズの違い等、男女双方の視点の留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

このほかにも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

※ 平成 26 年 4 月条例一部改正により、現在は「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」と改められています。

2 人権侵害の事例

(1) 人権侵害の主な事例

※ 東日本大震災時に人権への配慮が十分に行き届かなかった事例

- ・ 高齢者、障害者などの要配慮者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、さまざまな場面で対応が不十分な場面があった。
- ・ 避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった。
- ・ 避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた。
- ・ 原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された。
- ・ 原発事故のあった福島県からの避難者の小学生が避難先の小学校でいじめられた。

3 人権尊重への主な取組の事例

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、避難支援対策等の取組を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)

福祉避難所運営訓練マニュアル
(平成 27 年 1 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き (平成 25 年度作成)」の活用周知
- ・市町村による避難行動要支援者名簿の作成
- ・市町村に対し、名簿情報に基づく個別の避難計画策定に資する補助制度の創設

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット作成 (5 か国語)・携帯カード増刷 (3 か国語)



上段左から英語、中国語
(簡体字)、韓国語
下段左 インドネシア語、
ベトナム語

災害救護救援研修会の実施

委託先：日本赤十字社高知県支部

参加者：地域住民、自主防災組織運営関係者、行政職員、赤十字奉仕団

開催日時、場所、参加者

【1回目】平成26年9月20日（土）13時～16時 高知市（153人）

【2回目】平成26年9月21日（日）13時～16時 安芸市（75人）

【3回目】平成27年1月31日（日）13時～16時 黒潮町（123人）

合計 351人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティアセンター設置運営支援（日高村社会福祉協議会、しまんと町社会福祉協議会）
 - ・各市町村社協による模擬運営訓練の実施支援
 - ・各種研修会の開催
- 運営基礎研修：平成27年1月13日（月）
中核スタッフ研修：平成27年2月26日（木）
被災者生活支援フォーラム：平成27年1月30日（金）

避難所運営訓練（HUG）研修の実施

開催日時・場所

中部会場：平成26年11月22日（土）13：30～17：00・高知市

東部会場：平成26年11月23日（日）13：30～17：00・安芸市

西部会場：平成27年1月11日（日）13：30～17：00・四万十市

中西部会場：平成27年1月24日（土）13：30～17：00・津野町

参加者数：78人

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数・対応件数

平成 26 年度の依頼・相談件数は前年度から 16 件増加し、地域生活定着支援センターでの取組を開始した平成 23 年度の約 3 倍となっています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着センター）

単位：件

	23 年度※	24 年度	25 年度	26 年度
受付件数	17	44	40	56

※ 6 月から

(2) 人権侵害の主な事例

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者のうち、高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、必要とする福祉的支援を受けられない。
- ・ 地域で生活している矯正施設出所者が相談できる機関がない。

3 人権尊重への主な取組の事例

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：一般社団法人高知県社会福祉士会）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1 福祉サービスのニーズ確認 | 2 受入先施設等のあっせん |
| 3 福祉サービス等に係る申請支援 | 4 受入施設等への助言 |
| 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援 | |

平成 26 年度対応状況

単位：人

対応内容	人数
コーディネート（特別・一般） ※ 特別：退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行う ※ 一般：退所後の帰住地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行う	11
フォローアップ	5
相談支援	40
合 計	56

講演会の実施

日 時：平成 26 年 12 月 6 日（土） 13:30～17:00

場 所：高知県立大学池キャンパス

講 師：赤城高原ホスピタル 院長・精神科医 竹村 道夫氏

演 題：病^{やまい}としての窃盗癖について～なぜ万引きがやめられない、衝動と
行為～

参加者：140 人

Ⅱ ハラスメント問題など

1 現状と課題

職場におけるセクシュアルハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるものです。

セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景として、行為の内容について認識がないことや性的役割分担意識が依然として残っていることが挙げられます。今後、個々の認識及び性別役割分担意識を変えていくことが課題です。

2 人権侵害の事例

(1) 相談件数・対応件数

高知労働局雇用均等室への相談件数

単位：件

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職場における セクシュアルハラスメント	149 (91)	144 (87)	82 (55)	126 (90)	88 (60)
育児・介護休業等に ついて	2,899 (132)	1,372 (115)	3,251 (139)	505 (100)	437 (133)

※ () 内は、全相談件数のうち労働者からの相談件数

(2) 人権侵害の主な事例

- ・上司からセクハラ行為を受け、事業主に相談したが、適切な措置が講じられない。
- ・事業主から性的言動を受けた。

3 人権尊重への主な取組の事例

少子対策課の設置する「高知県少子化対策推進県民会議」や、高知労働局等と連携して「ワーク・ライフ・バランス」に関する以下の事業に取り組みました。

ワークライフバランス推進キャンペーン（平成26年11月9日（日）～22日（土））

ワークライフバランスセミナー開催（1回、36人参加）

ワークライフバランス周知・啓発（企業訪問：160社）

次世代育成支援事業の周知・啓発（認証企業数：122社）※平成27年3月末

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
人権全般に関すること 同和問題に関すること インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県文化生活部人権課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性が抱える様々な問題 や配偶者などからの暴力 に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00 は除く) 土日祝 9:00～20:00 (12:00～12:50、17:30～17:40 は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日 (要予約) 9:00～16:30 法律相談 毎月第2水曜日 (要予約) 14:00～16:00

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9100	毎月第1・3火曜、第4水曜(要予約) 18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話 「レディースダイヤル 110 番」	088-873-0110	24 時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (ナビダイヤル)	平日 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-833-2922	電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談（要予約） 月～金、第2土曜日（8月を除く）9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 Kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く）
		05700-78310	24時間電話相談
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利110番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00 （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	088-866-6791	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者や家族の日常生活のなかでの悩みごとや、健康・介護の方法、福祉用具等の相談や、法律相談	シルバー110番 (高齢者総合相談センター)	088-875-0110	一般相談 毎日 9:00～16:00 ※休館日 (毎月第2日曜日・祝祭日・12/29～1/3) 内容: 生活・介護、福祉サービス等高齢者福祉全般 専門相談 法律相談 (要予約) 毎週木曜日 13:00～15:00 ※休館日を除く 内容: 財産、相続・借地借家・金銭貸借等
在宅の要援護高齢者やその家族等からの在宅介護等に関する相談	市町村の地域包括支援センター		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝祭日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	088-844-9007	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝祭日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
障害のある人やその家族が抱える人権や財産などの問題に関する事	障害者 110 番 (社福)高知県社会福祉協議会)	088-828-8400	一般相談 毎日 9:00～16:00 (毎月第2日曜日及び祝日、年末年始を除く) 法律相談 (要予約) 第2、第4木曜日 13:00～15:00
障害のある人の虐待に関する届出・相談について	高知県障害者権利擁護センター	088-822-7388	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 上記の時間以外は、留守番電話で受け付けています。
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関する事	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県地域福祉部障害保健福祉課	088-823-9633	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	安芸福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-22-1249	
	須崎福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課 直通）	0880-34-5124	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	
	高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378	

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所		
	安芸福祉保健所（衛生環境課 直通）	0887-34-3173	
	中央東福祉保健所（衛生環境課 直通）	0887-52-4594	
	中央西福祉保健所（衛生環境課 直通）	0889-22-2588	
	須崎福祉保健所（衛生環境課 直通）	0889-42-1999	
	幡多福祉保健所（衛生環境課 直通）	0880-35-5982	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	HIVと人権・情報センター関西支部	06-6393-8851	
	高知県エイズ治療拠点病院		
	高知大学医学部附属病院	088-866-5811	
	独立行政法人国立病院機構高知病院	088-844-3111	
	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	088-837-3000	
	高知県立あき総合病院	0887-34-3111	
	高知県立幡多けんみん病院	0880-66-2222	
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部健康対策課（難病担当）	088-823-9678	

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	(公財)高知県国際交流協会	088-875-0022	月～土 8:30～17:00 (日曜、祝日、国民の休日及び年末年始は除く) ※8月の土曜日は閉館)

犯罪被害者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
犯罪被害に関すること	認定NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00（年末年始、祝日除く）
	高知地方検察庁「被害者ホットライン」	088-872-9190	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	088-871-3110	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	日本司法支援センター法テラス 「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 （日曜祝祭日・年末年始除く）

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
災害時の人権への配慮に関する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	